

新型コロナウイルス感染症に関するルング大統領演説について

令和2年5月11日
在ザンビア日本国大使館

8日、ルング大統領はテレビを通じて演説を行い、大統領として4回目の新型コロナウイルス対策関連政策を発表したところ、取り纏め概要及び当館からのお願いは以下のとおりです。関連情報は、当館HP及びFBをご覧ください。

【ポイント】

●過去HIVやマラリアと共存してきたように、マスク着用や社会的距離を保ちながら感染症影響下の社会で生きていくため、国民の健康と経済の両立を実現する“New Normal”の確立が必要

●レストラン、映画館、ジム、カジノは営業再開するほか、ホテル・ロジ等観光業の営業も再開。一方、酒場やバー等は引き続き閉鎖

●試験対象学年“Exam class”（教育課程修了認定試験対象である第7、9、12学年のこと）について、6月1日から授業再開

●当館からのお願い

ルサカ市内においては、以前に比して交通量が増加しています。引き続き、手洗い・社会的距離の確保等の新型コロナウイルス感染症対策を励行するとともに、御自身の健康に御留意ください。

【大統領演説本文】

1 これまでHIVやマラリアと隣り合わせで暮らしてきたように、今後はマスク着用や社会的距離を保つなどの“New Normal”の下、新型コロナウイルス影響下の社会で生きていく道を模索していかなくてはならない。特に経済活動の制限はあらゆる社会階層に影響しており、ザンビア政府としても歳入が減るなどの影響が既に出ている。国民の健康と経済の両立を実現するためには、“New Normal”の確立が必要である。このため、ザンビアは、外国からの助けに過度に依存することなく、地域の実情に見合った独自の政策を打ち出していく必要があり、医療従事者や科学者は、政府の意思決定の資となるような研究結果を提供してほしい。

2 経済社会活動の平常運転を目指すべく、“New Normal”の下で徐々に制約を緩和していく必要がある。そのため、マスク着用や社会的距離の確保、手指の消毒といった規則に従うことを条件に、レストラン、映画館、ジム、カジノの営業を再開する。酒場やバー等（料理ではなく酒類の提供を主たる業務とする店）の閉鎖は、通

告があるまで引き続き維持する。ホテル、ロジ、ツアー会社、インターネットカフェ、イベント業者については、客の安全を守るために自主的に営業を止めているところ、これらの業種についても、通常の業務を再開する。

3 前回の演説でも述べたとおり、政府は最もコロナウイルスの悪影響を受けている事業を救済するべく、100億クワチャの財政支援を行う構えである。然るに、ジムや映画館といった、救済を必要としているはずの事業者十分に（この政策の対象者や意図が）伝わっていないようである。このため、財務省に対し、こうした事業者に対してこれら救済策が然るべく伝達されるよう努めるよう指示した。

4 学校が閉鎖されたままで、若者は学ぶ機会を奪われ、特に地方ではいたずらに時間だけを持て余し、社会から取り残され、将来的に社会的な損失となる懸念がある。このため、（マスク着用等の）規則に従うことを条件に、試験対象年（当館注：原語では“Exam class”と呼ばれ、それぞれの教育課程修了認定試験の対象となる第7、9、12学年を指す）について、6月1日から授業を再開する。このため、保健省と副大統領府災害管理・減災ユニット（DMMU=Zambia Disaster Management and Mitigation Unit）に対して、全ての学校とヘルスセンターに再利用可能なマスクとハンドソープ、消毒剤が行き渡るように指示した。その他の学年と高等教育機関に関しては、一般教育省と高等教育省に対し、学校再開に当たってクリアすべき点を関係者と協議するよう指示した。

5 前線で活躍する全ての従事者、また、支援を提供してくれている全ての関係者に対し、この場でお礼申し上げる。各州大臣は、各セクターに跨がるコロナウイルス対策に関し、指導的役割を果たしてほしい。コロナウイルスは、経済の抗たん性を強める良い機会であり、この機会に農業やITといった、利益を生む産業を強化すべきである。

【参考】

■ザンビア保健省コールセンター

○連絡先：909（無料）、0974-493553、0953-898941、0964-638726（有料）

○Eメール：ps@moh.gov.zm

■ザンビア保健省ホームページ

<https://www.moh.gov.zm/>

■ザンビア保健省Facebook

<https://www.facebook.com/mohzambia>

■外務省安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_ga_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_ga_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_ga_00001.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

○大使館受付

+260-211-251-555

○領事・警備班

+260-977-77-1205

+260-977-77-1206

このメールは「在留届」及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>（停止）